

一 「浦」社会の成立と発展

(一) 古代の「津」と「浦」

一般に「津」は「船舶の碇泊する所。川の渡し場」、「湊」は「川・海などの水の出入口。いくつかの水路が集まってくる場所」、「泊」は「船が岸につきやすい所」、「港」は「サンズイに、町中の道をあらわす「巷」で、水上の通路、のちに水路の町」をあらわす⁽¹⁾。一方、古代、諸国において、当時は水運が最も有利で、ほとんど唯一の大量輸送手段であった。律令国家が課す諸税のうち、調・庸は基本的に中央にもたらされるべきものであったから、多くの物資が各国から京へ運ばれたとみられる。諸国の国府には「国津」あるいは「大津」と呼ばれることの多い実質的な外港が存在したことが知られており、『延喜式』に実際に記載されている場合や地名として現在まで伝わっている場合がある。ちなみに讃岐国の場合、恐らくは国府域を流下する綾川下流域あるいは国府そのものに港津機能が存在したものとみられ、また、すべての郡が瀬戸内海に面し、海岸と平野と背後の山地といった構成を有している。このことからすれば、制度的な存在の有無は別にして、実質的に各郡がそれぞれ海路に連なる港津を持ち得たと考えられる。実際に各郡には、一、二の主要河川が平野部を貫流して海に注いでいる。これらは当然舟運に利用されたであろうし、次第に各郡に主要な港津が成立したであろうことも自然な結果であろう。そのうちのあるものは郡名を冠するようになり、宇多津・中津・多度津・三野津といった地名として現在に至っていると考えるべきであろう⁽²⁾。

以上のような古代史の研究成果によれば、歴史的には、原則として「津↓湊↓泊↓港」という発展の軌跡を指摘できる。「津」の成立は、海運によってであり、それに対して「浦」は漁撈とのつながりが強い。「津」に人が住まい、漁撈を行うことで漁業が成り立ち、生活の基盤が形成され、居住空間が生まれ、支配者が負担を強いてくるようになることで、「浦」が成立していくと考える。

(二) 「浦」社会への視点 — 中世史研究と連関の中で —

中世における、諸国の大田文では、「浦」が自立した単位として定められたのは周知の事実である。若狭国大田文の研究により、「浦」の成立は、名や保と同じく、恐らく一一世紀後半ごろにさかのぼるとされている⁽³⁾。「浦」の成立は、荘園公領制の展開と不可分であり、「浦」は漁業を対象とした課税の空間として成立したのだろう。ただし、その「浦」に生きる人々の生活・生業のあり方は、一般の荘園などで生活する農民のそれとは明らかに異なっている。「浦」のあり方は、このような「浦」に生きた人

々の生活と生産に即して考えることよって明らかになる⁽⁴⁾。

このような中世の「浦」のあり方は近世の「浦」社会に継承された。そのような点から、私は、「浦」を「農業はもとより廻船業などを含む複合的な生産構造を持ちつつ、海にも生活の場をもつ者たちの集落」と定義するのだが、しかし、従来の漁業史においては、そうした立場は批判される対象であった。その批判は、幕藩制社会は封建的土地所有の上に築かれており、農民の土地生産から徴収する貢租が財源であったから、近世領主は、漁村を農村とは原則的に区別せずに把握していたとする⁽⁵⁾。しかし、このような考え方は先に記した「浦」に生きる人々の生活・生業のあり方は十分に解明できないと考える。

土地に対する支配とは全く別の原理に立つ浦々の独自の秩序の存在が若狭国大田文の分析を通して指摘され、また、その「浦」が自立した単位として定められ、その自立の時期は一世紀後半頃とされ、浦々に共通するものとして「刀禰」の存在が指摘されている⁽⁶⁾。一方、当時の支配者は、津泊としての機能をもつ「浦」をおさえて活発化しつつある海上交通を掌握することを求めた。また、「浦」の支配の始まりについては、漁業への着目は港湾機能への着目よりも遅かったとされ⁽⁷⁾、「浦」の有した固有な機能について大きく分類して、製塩・廻船・漁業・海上交通・海外貿易の五つが考えられるという指摘もある⁽⁸⁾。

以上のような中世史の研究成果に学びながら、従来の漁業史の枠組みにとらわれず、近世瀬戸内「浦」社会を歴史的に見つめることが本研究の課題であった。

(三) 近世「浦」社会とは、何か。

中世における「浦」社会の独自の秩序の存在は、近世になっても引き継がれる。

本研究の中で、とくに主張したかったことは、近世瀬戸内「浦」社会をどのように歴史的に叙述できるかということである。その歴史叙述においては海に関係した内容にとどまらず、その「浦」社会に住む人々の生活文化を明らかにし、そこに入ってくる人、そこを通過し、とどまり、あるいは出ていく人や物の動きにも目配りすることが大切であると考えた。

「浦」社会は、そっくりそのまま漁村地域ではない。すでに荻慎一郎氏が指摘している⁽⁹⁾ように、在町として商業が盛んな地域、港町として繁華な地域、廻船業者の多く住む集落、酒造業などの手工業が盛んな集落など、多様な姿を示している。水産資源を対象とする漁業を基本とし、その偏差は所によって異なるが、多様な生業が複合する地域であったとの立場から、瀬戸内地域の「浦」社会を描き出したものが本稿である。加えて、各「浦」における住民の生活文化、そこに出入する人・物の動きなども併せて、「浦」社会の多様性を議論してきた。

(四) 「漁撈」の捉え方と「歴史的」に捉える

「浦」社会の基本的な生業は漁業である。しかし、漁業史研究における漁業の捉え方は不十分だと考え、本稿では特に次の二つ

の視点を重視した。

第一は、一般に漁業は「獲る」ことのみを指して捉えがちである。しかし、「浦」社会で行われる「漁撈」は獲ることにとどまらない。つまり、「獲る」ことに始まり、運搬↓消費までをも含み、それらの各段階で関わる人々、そして人々の「知」にまで及ぶものとして「漁撈」の実態を総合的に捉えなければならぬという、いわば対象や内容に関わることである。具体的には、需要し消費するまでを見通した「漁撈」活動が行われていたことを、第一部第一章で讃岐国の幕府領直島の鯛網漁を事例に指摘し、第三部第一章では櫓材流通に関しても強調したところである。

第二は、「漁撈」を捉える方法に関わることである。文献史料にのみ依拠した歴史叙述では到底「浦」社会を歴史的に描くことは不可能であろう。歴史学、民俗学、民具学などの諸成果を総動員していくことが「歴史的」に捉えることの本質である。まさに、「生活を描く地域史が人びとに体感できるものになるためには、どこかでその身近にあるモノとつながるものでなければならぬ。一片の史料もそのモノであり、石造物、建物、構造物（土手・池・溝・塚…）、景観はもちろんのこと、伝承、祭礼、行事、地名などもそのモノである。これらのモノが記録され保存され、それが共同団体が自立するよすがとして活用できるかどうか、それが歴史家の仕事だろう。」と最近指摘する先学の主張¹⁰と、約二十年前にスタートした本稿の視点は、合致しており、妥当性・有効性を持ち合わせていると考える。

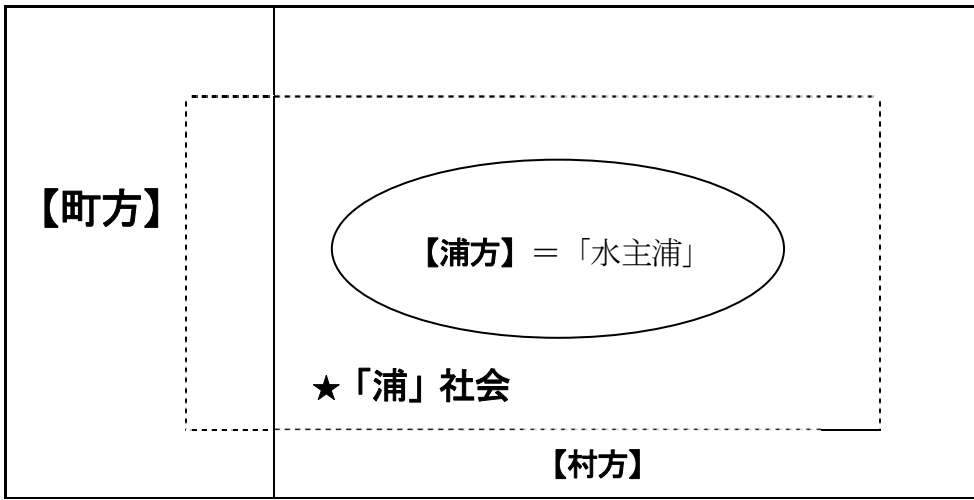
二 「浦方」と「浦」社会

(一) 水主役と水主浦

近世の集落は、侍と商工業者である町人の住む城下町に代表される「町方」と、農林漁業に従事する百姓身分の人々が住む「在方」に二分されていた。「在方」はさらに農林業など土地を主な生産の対象とする「村方」と、海に経済活動の場を求める「浦方」に分かれた。しかし、臨海の村々がすべて「浦方」であったわけではなく、海に背を向けて生きた村もあり、または、のちに海への進出を試みた村もあった。加えて、漁業と「浦方」の関係については、水主役を負担することの有無によって「浦方」と「村方」の区別がつけられ、漁業を営む権利は水主役を勤める「浦方」集落にのみ与えられ、水主役を賦課されない「村方」集落はたとえ海に面していたとしても漁場を専有するような漁業は営めず、せいぜい浜先の釣漁や海藻の採取が認められる程度であったという指摘がある¹¹。

以上のことは、近世の漁業史・漁村史研究において通説と言える。つまり、「水主役↓浦方」、「水主役↓（水主）浦」という固定的な図式の理解である。

【図1】 「近世地域社会の概念図」



【在方】

しかし、私は以下の三点を強調したい。第一は、城下町が水主役を賦課されていることである。本論（第二部第七章）で実証・指摘したように、高松藩内の浦で最も多く水主役を賦課されたのは高松城下町の各町であり、言うまでもなく、町は「町方」支配であった。つまり、水主役を勤めることが必ずしも「浦方」の条件でなかったのである。第二は、水主役を免ぜられた浦は「浦方」と言えないのかという点である。この点は本論では詳述できていないが、浦と水主浦の問題を考える必要がある。例えば、元禄二年（一六八九）から、幕府領小豆島の各浦は、水主役を免ぜられ、水主浦でなくなる⁽¹⁵⁾。従来、通説では「浦＝水主浦」という認識がある。小豆島の浦が「浦」（水主浦）ではないとしたら、何なのか。水主役を免ぜられたとしても「浦」としての生業や生活が続くとすれば、それを私は「浦」社会と考えたい。つまり、「浦」社会の一部を領主支配から捉えたものが「浦方」なのである。小豆島の「浦」社会に関する先行研究は、詳細な自治体史の叙述の中に埋没してしまっており、在地の史料を使った綿密な分析はなされていないと思う。どのような経過で水主浦でなくなっていたのか。その「浦」社会の状況を実証的に見ていくことが今後の研究課題の一つである。第三に、「浦」社会の性格についての分析である。「浦」社会にはやはり「個別性」（それぞれの特徴）と共通性（普遍的な特徴）がある。漁場争論は「地域間交流」でもあったという考え方が⁽¹⁶⁾ある。この考え方を発展させて、私は争論でどちらが勝利・敗北したという問題にのみ執着す

併せて、幕府や藩は、水主役を介して「浦方」を支配した。もちろん、水主役の設定と編成については、私も詳述したように、実態は地域により多様であったが、明確な支配区分があったことは事実である。たとえば、高松藩では「……、町中ハ河合平兵衛郷中ハ鈴木伊兵衛、平山左右衛門、深沢藤次右衛門、浦々ハ渡辺伊賀二、右之通、堅可申触候旨申渡事」⁽¹²⁾というように、「町中」（町方）は町奉行、「郷中」（村方）は郡奉行、「浦々」（浦方）は船奉行の支配とされている。また、寛文七（一六六七）年五月には高松藩内の二〇の浦に制札が新たに立てられている⁽¹³⁾。この制札は、御船手より「海辺計之制札」という名称のもとで立てられたものであり、この浦が「浦方」であった。⁽¹⁴⁾

るのでなく、その争論の中で「浦」社会が相手を研究し、自身の住民の中での合意形成をしたあとで、「どのような主張し、どのように折り合うのか」を重要視したい。例えば、文化一二（一八一五）年の讃岐国丸亀藩内の「庄内八浦」の中に包含される、大浜浦と生里浦の漁業争論において、双方が排他的な権利を主張する中で、大浜浦の「浦々の海は大浜浦の海」という自己主張は、結局、藩当局からの「庄内一浦」という「申渡」に呑み込まれる。また、「浦」どうしは互いの主張を譲ることを知るとも経験した。それが相手を知ることになる。つまり、個別性を主張した「浦」は、共通性のもとにひとまとまりの「浦」社会として持続していくことになるのである⁽¹⁷⁾。このような視点で、今後、より多くの「浦」社会を詳細に分析していくことが求められている。

【図1】は私なりの近世地域社会の理解の概念図である。本論で詳述し、また本章でも右に指摘したように、「浦方」と「浦」社会の関係で言えば、「浦方」は支配や争論に対応して流動的ではなかったか。【図1】の★部分を「浦方」ではないが、広く「浦」社会であったと捉えることで、海にかかわる世界を豊かに捉えることができる⁽¹⁸⁾と考える。

(二) 「浦」社会の支配と運営

「浦方」とは、地域を支配する側から「浦」を捉えた時の用語である。一方、「浦」社会内部をその運営という側面で捉えることも有益である。この点は従来から言われてきたことであり、私も本稿で指摘したところである。とりわけ、村や村をこえた地域社会をどのように運営するかということは、村や地域社会の成立の問題と関係がある。このとき、私たちが重要視せねばならないのは、近世に生きた人々が自らの生活の成り立ちにどのようにこだわりの、自分以外の人々にどのような目配りをしていたのかという点である⁽¹⁸⁾。言い換えれば、領主など支配者が「浦」を支配し、そしてその支配者とともに「浦」に生きる人々が存在し、その地域を運営していたのである。そのような場を、私は「浦」社会と規定したい。たとえば、本論においても、魚問屋の漁場争論での活躍に関して、その事象を役所と結びついた魚問屋という商業資本による漁村への食い込みとしてみ捉える⁽¹⁹⁾。ような一方通行的な理解ではなく、魚問屋は時に商業資本として、時に「浦」社会の代表として活動しているという見方が必要ではないかと考える。二者択一的な評価は当たらないのではないか。

領主の「浦方」支配が「浦」社会を成立せしめ、発展させたことは、「浦」に限らず、近世村落一般に言えることではないかという指摘⁽²⁰⁾をいただいた。そのことの普遍化が今後の課題として残されている。私の展望としては、領主の「浦方」支配が「浦」社会を発展させ、それが「浦」社会の地域住民の歴史意識・地域意識を醸成していったのではないかと考えている。たとえば、「御上覧」の一つである「御乗廻」が「浦方」支配の一つの側面であること、そして、領主という権力者が現地を訪れ、「見て、廻る」ことに意味を持たせたい。「庄内八浦」において、「御上覧」は、「見物（乗廻）——鯛等献上——鳥目下賜」という図式で展開した。また、公式に、あるいは非公式に行われた献上の意味は何か。庄内浦の庄屋・組頭などは、組（浦）全体として、あるいは「浦」

にある寺として「浦」という地域社会を持続させていくために、「見て、廻る」領主に対して、生業である曳網を見せ、生鯛を献上した。それによって、領主は「浦方」としての漁業権・支配権を保障・再確認したが、一方、「浦」社会に住む人々は、それらの行事展開によって、領主に認知された生業、寺社、旧跡などの存在を再認識し、「浦」社会としての地域意識を醸成していったのではないか。このことこそ、近世期の地域運営を可能にした重要な原動力であると考えられる²¹。今後、このことを実証していきたい。

幕藩領主の漁政の基調は、漁村をあくまで農村と区別することなく郷村として把握し、漁業についてはその存在を肯定しながらも、独自の積極的な取扱いをすることなく、消極的に放置し続けたという理解がある。いわゆる「慶安の御触書」の中には「山方ハ山のかせぎ、浦方ハ浦のかせぎ」と肯定的に規定している。荒居英次氏は、これらの規定について、「浦方としての漁村」や「浦のかせぎ」としての漁業を捉え、幕府は漁業を一種の浮草稼業とみていたと指摘した²²。しかし、私は、荒居氏が使用した「御触書」の中の「一 山方浦方にハ人居も多く、不慮成ルかせぎもこれあり、(中略)浦方にてハ塩を焼き、魚を取り、商売仕るニ付、いつもかせぎハこれあるべきと存じ、…」という部分を重視したい。これこそ「浦」社会の実態ではなかったか。つまり、幕府は「浦方」を漁業のみを生業とする地域ととらえていないのである。

近世地域社会は、領主と百姓身分の關係の遠隔化が文字・文書を介して人間關係を發達させた社会であり、通達、徴税、紛争処理、經濟政策などの支配政策と同時に、民衆側からの訴願も文書を通じて行われた。この社会の統治システムに関して、「浦触」とよばれる触書に着目して、この到達地を「海辺村」と捉えることで理解できるという指摘がある²³。言うまでもなく、私に言わせれば、この「海辺村」こそ「浦」社会である。

以上のように、近世地域社会の成立と發展は、「支配」という一方通行で實現されたものではないと考える。「支配 — 運営」という両面からの分析の必要性を指摘しておく。

(三) 城下町と「浦」社会

近世の城下町は、統一国家の形成によって政治・經濟都市へと變化した。城下町のシンボルとしての城郭は、政庁としての機能へと構造を替え、城下の町場は領國經濟の中央市場、または全国流通への結節点となった。職人町・商人町も混在化が進み、商業資本の台頭が顕著になった。行政的には町方を支配する町奉行がおかれ、町年寄による町人自治が原則的に認められていた。以上が城下町についての通説的理解である²⁴。

しかし、城下町の役割はこれにとどまるだろうか。瀬戸内地域の大名は、参勤交代に船を使っており、大名が乗船する御座船を係留しておくための舟入を築造した。舟入は、一種の港で、狭い水面が陸に入り込んだものをいう。今治城では、舟入を城内に設

けていたが、多くの城では、城下町の端に設けて、その近辺に水主（船乗り）の居住する町を置いた⁽²⁶⁾。たとえば、高松城下町は、北が海に面しており、東と西に舟入（船乗場）があった。西は藩の御船の出入りする湊で「堀川」と呼ばれ、御船蔵があった⁽²⁶⁾。一方、東は民間の商船（廻船）が到着する湊で「新湊」と呼ばれた。「堀川」はのちの「西浜」、「新湊」はのちの「東浜」である。本書第二部第七章で提示した【表1】によれば、西浜の本水主・賃水主は28と31、東浜のそれは35と26である。城下の水主数（株）として最大でしかも両者はほぼ同数である。全国の城下町の町役負担の研究においては、西国の城下町の中には、伝馬役にかわって水主役、浜役、船役などがあるとの指摘がある。地域的には九州、瀬戸内、東海道筋にかなり見られる。陸上交通だけに依存できない地域にとっては、こうした水上交通も役として城下町などに負担させる地域もあつたとされる⁽²⁷⁾。

城下町の役負担の中心に水主役があるということは、城下町（少なくともその一部）が「浦」社会であつたことの証左である。このように、高松城下町を「浦」社会として捉えることで、何が明らかになるであろうか。「浦方」ではないが、水主役を負担していた高松城下町の存在は、水主役賦課が「浦方」設定の条件でないことを示している。固定化された「浦方」の概念は再検討されるべきである。そもそも「浦方」設定自体が流動的ではなかったか。逆に言いかえれば、海に面した高松城下町のような瀬戸内側の「浦」的要素を持つ城下町は「浦」社会とも言えるし、そういう城下町こそ水主役に必要不可欠であつたと言えるのではないか。こうした視点から瀬戸内地域の城下町の比較研究が進められる必要があるだろう。

〔註〕

- (1) 日本海事広報協会HPより
- (2) 『香川県史』1原始・古代（一九八八年）七一五〜七一七頁
- (3) 『小浜市史』通史編上巻（一九九二年）二六六〜二六七頁
- (4) 網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』（岩波書店 一九八四年）二八二頁
- (5) 笠原正夫『近世漁村の史的研究―紀州の漁村を素材として―』（名著出版 一九九三年）一一頁
- (6) 前掲註（3）二六六〜二六七頁と三四三頁
- (7) 宇佐美隆之『日本中世の流通と商業』（吉川弘文館 一九九九年）二〇一頁
- (8) 海老澤衷『荘園公領制と中世村落』（校倉書房 二〇〇〇年）一九二頁
- (9) 荻慎一郎『浦の地域社会像』（若尾政希・菊池勇夫編著『江戸Vの人と身分5 覚醒する地域意識』吉川弘文館 二〇一〇年）一七九〜一八二頁

- (10) 倉地克直「「身の丈の歴史学——記憶・記念物・拠点——」(岡山大学文学部・岡山史料ネット主催 フォーラム『大規模災害に備える——災害に強い地域歴史文化を「つくる」ために——』基調講演レジュメ 二〇一三年)四〇五頁
- (11) 『福井県史』通史編3近世(一九九四年)四二六頁
- (12) 『高松藩御令條之内書抜』上巻(香川県立文書館 一九九八年)一八頁 「承応元年二月二日条」
- (13) 『同右』九四頁「寛文七年五月二七日条」
- (14) 『同右』一三一頁「天和元年三月二六日条」
- (15) 『池田町史』(香川県小豆郡池田町「現 小豆島町」 一九八四年)一四一頁ほか
- (16) 定兼学「漁村の日々——瀬戸内・真鍋島——」(『日本の近世8村の生活文化』中央公論社 一九九二年)
- (17) 拙稿「近世瀬戸内「浦」社会の諸相」(神奈川大学日本常民文化研究所論集29『歴史と民俗』29 平凡社 二〇一三年) 八七頁
- (18) 平川新『紛争と世論——近世民衆の政治参加——』(東京大学出版会 一九九六年)一頁及び五頁
- (19) 田島佳也「特集「漁業の歴史と民俗」の紹介と見解」(神奈川大学日本常民文化研究所論集29『歴史と民俗』29 平凡社 二〇一三年) 一一頁
- (20) 佐藤孝之氏より御教示を受ける(二〇一三年五月)
- (21) 前掲註(17) 八八頁
- (22) 荒居英次『近世の漁村』(吉川弘文館 一九七〇年)一三八頁
- (23) 水本邦彦「海辺村からみた幕藩体制」(『徳川社会論の視座』敬文舎 二〇一三年)
- (24) 『新版角川日本史辞典』(角川書店 一九九六年)五二〇頁
- (25) 三浦正幸『城のつくり方図典』(小学館 二〇〇五年)二〇八頁
- (26) 『香川県史』4近世I(一九八九年)六六頁
- (27) 松本四郎『城下町』(吉川弘文館 二〇一三年)七九頁